六　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十六条第一項の許可を受けることを要する工事又は作業（同条第九項の規定によりその許可を受けることを要しないこととされる工事又は作業を含む。）に従事する船舶（以下「許可工事船」という。）には、第一種緑灯又は第二種緑灯二個、白色ひし形形象物一個及び紅色球形形象物二個を備え付けなければならない。ただし、緑灯は、第三号又は第四号の規定により備え付ける緑灯をもつて兼用することができる。

七　（略）

八　海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号）第五条の規定により緊急用務を行うための船舶として指定された船舶には、第二種紅色閃光灯及び紅色円すい形形象物各一個を備え付けなければならない。

九～十四　（略）

（船員法施行規則の一部改正）

第四条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（異常気象等の通報） **第三条の二**　（略） ②　船長は、次表上段に掲げる船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常な現象に遭遇したときは、当該異常な現象が存することについて海上保安機関又は気象機関があらかじめ予報又は警報を発している場合を除き、当該異常な現象の種類及び同表下段に掲げる事項を附近にある船舶及び海上保安機関（日本近海にあっては、海上保安庁）に通報しなければならない。ただし、当該異常な現象について、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二十五条、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十六条、水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第二十条、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第七条第二項又は海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十九条第一項の規定による報告を行なつたときは、海上保安庁に対する通報は、要しない。 表　（略） ③　（略）	（異常気象等の通報） **第三条の二**　（略） ②　船長は、次表上段に掲げる船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常な現象に遭遇したときは、当該異常な現象が存することについて海上保安機関又は気象機関があらかじめ予報又は警報を発している場合を除き、当該異常な現象の種類及び同表下段に掲げる事項を附近にある船舶及び海上保安機関（日本近海にあっては、海上保安庁）に通報しなければならない。ただし、当該異常な現象について、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二十五条、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十六条、水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第二十条、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第七条第二項又は海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十三条第一項の規定による報告を行なつたときは、海上保安庁に対する通報は、要しない。 表　（略） ③　（略）

（航路標識法施行規則の一部改正）

第五条　航路標識法施行規則（昭和二十四年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（権限の委任） **第二十九条**　（略） 2　（略） 3　管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部又は海上交通センターの長に行わせるものとする。 一　法第二章並びに法第二十三条第一項第二号及び第三号（法第十九条第三項に係る部分を除く。）並びにこの省令（第二十八条を除く。）の規定による権限　当該航路標識（海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第一条第二項に規定する同法を適用する海域に設置するもの及び当該海域以外の海域に設置する第一条第十四号から第十八号までに掲げるものを除く。）の設置に係る場所を管轄する海上保安監部又は海上保安部	（権限の委任） **第二十九条**　（略） 2　（略） 3　管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部又は海上交通センターの長に行わせるものとする。 一　法第二章並びに法第二十二条第一項第二号及び第三号（法第十九条第三項に係る部分を除く。）並びにこの省令（第二十八条を除く。）の規定による権限　当該航路標識（海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第一条第二項に規定する同法を適用する海域に設置するもの及び当該海域以外の海域に設置する第一条第十四号から第十八号までに掲げるものを除く。）の設置に係る場所を管轄する海上保安監部又は海上保安部